

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新規)

		資料番号	23	担当課	環境・ゼロカーボン推進
法令名	土壌汚染対策法施行規則	根拠条項	第50条第1項第1号	許認可等の内容	形質変更時要届出区域内における帯水層の深さに係る確認
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) (形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令) 第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 〔中略〕 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの					
土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) (形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為) 第五十条 法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 一 次のいずれにも該当しない行為 〔中略〕 ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上 (地表から一定の深さまでに帯水層 (その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。 ) がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上) であること。 〔中略〕 2 第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。  (帯水層の深さに係る確認の申請) 第四十四条 第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。 〔中略〕 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 〔中略〕 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号ロの確認をするものとする。 4 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付すること					

ができる。

- 5 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。